

北海道留萌管内地域公共交通計画

令和5年6月

北海道留萌管内地域公共交通活性化協議会

目次

1 はじめに	1
1-1 計画策定の趣旨	1
1-2 計画の区域	2
1-3 計画の期間	2
1-4 上位・関連計画と本計画の位置づけ	3
(1) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律	3
(2) 交通政策基本法	4
(3) 第2次交通政策基本計画	5
(4) 北海道の上位・関連計画	6
(5) 市町村の計画	10
(6) 本計画の位置づけ	15
(7) 地域内の公共交通の位置づけ	16
2 地域の概況	17
2-1 地勢・地理	17
(1) 留萌地域の位置	17
(2) 地域指定の状況	18
(3) 産業構造	20
(4) 地形・河川	23
(5) 土地利用状況	24
(6) 気候・気温	25
2-2 社会状況	26
(1) 人口動態	26
2-3 生活機能施設の分布	32
(1) 高等学校の分布	32
(2) 医療機関の分布	33
(3) 商業施設の分布	34
(4) 金融機関及び郵便局の分布	35
(5) 行政施設の分布	36
2-4 通勤・通学の状況	37
(1) 通勤	37
(2) 通学	38
2-5 観光の動向	40
(1) 観光入込客数	40
(2) 主な観光地・観光施設	42
2-6 運転免許等の状況	43
(1) 運転免許自主返納数	43
3 地域公共交通の現状	44
3-1 鉄道交通	44
3-2 バス交通	45
(1) 留萌地域のバスネットワーク	45
(2) 高速バス	46
(3) 地域間幹線系統	49

(4) 広域生活交通路線.....	52
(5) 市町村単独補助路線.....	53
(6) バス運転手の年齢構成.....	60
3-3 フェリー.....	61
3-4 ハイヤー・タクシー.....	62
3-5 その他の交通資源.....	63
(1) 各市町村内で運行する公共交通ネットワーク.....	63
(2) その他の輸送資源.....	66
3-6 地域の公共交通利用に関する取組.....	67
4 地域の移動特性・ニーズ.....	70
4-1 住民アンケート調査.....	70
(1) 目的.....	70
(2) 実施概要.....	70
(3) 調査結果概要.....	71
4-2 バス乗降調査.....	73
(1) 調査の目的.....	73
(2) 調査の概要.....	73
(3) カウント調査結果.....	74
(4) ヒアリング調査.....	77
4-3 来訪者 Web アンケート調査.....	78
(1) 目的・実施概要.....	78
(2) アンケート結果の概要.....	78
5 地域公共交通をとりまく問題点と課題.....	79
5-1 留萌地域の公共交通の問題点.....	79
(1) 留萌地域の概況.....	79
(2) 留萌地域の公共交通.....	80
(3) 留萌地域の移動特性・ニーズ.....	82
(4) 留萌地域の公共交通の問題点.....	84
5-2 留萌地域の公共交通の課題.....	86
6 基本的な方針及び計画の目標.....	88
6-1 計画の基本的な方針.....	88
(1) 地域住民や来訪者の広域的な移動を実現する広域交通ネットワークの維持・確保.....	89
(2) 広域交通、地域間交通及び生活圏交通相互の接続等の利便性の向上.....	89
(3) 利用促進や担い手確保による公共交通の持続性の確保.....	89
6-2 基本方針の実現に向けた目標.....	90
(1) 地域住民や来訪者の広域的な移動を実現する広域交通ネットワークの維持・確保.....	91
(2) 広域交通、地域間交通及び生活圏交通相互の接続等の利便性の向上.....	96
(3) 利用促進や担い手確保による公共交通の持続性の確保.....	
7 目標を達成するための施策・事業.....	98
7-1 目標達成のための施策・事業の位置づけ.....	98
7-2 事業計画.....	99
(1) 地域住民や来訪者の広域的な移動を実現する広域交通ネットワークの維持・確保.....	99
(2) 広域交通、地域間交通及び生活圏交通相互の接続等の利便性の向上.....	101

(3) 利用促進や担い手確保による公共交通の持続性の確保.....	102
8 計画の進行管理.....	104
8-1 取組状況の評価体制、評価、検証.....	104
8-2 目標達成状況のモニタリング方法.....	104
8-3 評価結果を踏まえた計画の見直し(PDCA サイクル).....	105
8-4 今後の協議会の開催スケジュール.....	106
【付属資料】	
資料 1-1 各種調査結果.....	108
(1) 住民アンケート調査.....	108
(2) バス乗降調査.....	173
(3) ヒアリング調査.....	208
(4) 来訪者 Web アンケート調査.....	217
(5) 各種調査票.....	225
資料 1-2 北海道留萌管内地域公共交通活性化協議会 規約.....	247
資料 1-3 北海道留萌地域公共交通活性化協議会の開催経緯.....	251

1 はじめに

1-1 計画策定の趣旨

留萌地域では、1987(昭和 62)年の国鉄羽幌線(留萌-幌延間)の廃線後、主たる公共交通は乗合バスとなっており、地域中心都市である留萌市及び羽幌町を相互に結び、またこれら地域中心都市と周辺市町村とを結ぶことにより、通勤、通学、通院、買物など日常に欠かせない広域的な移動手段として、地域住民の生活を支えてきた。

しかし、人口減少が続く中、公共交通の利用者も減少傾向が続いており、また近年、新型コロナウイルス感染症の影響と思われる利用者の急激な減少が生じている乗合バスも多く、一方では運転手の高齢化・人手不足が深刻となるなど、公共交通の維持・確保にあたっては、様々な課題が浮き彫りとなってきている。

また、北海道旅客鉄道株式会社(JR 北海道)が自社単独では維持することが困難な線区として位置付けている JR 留萌本線(深川-留萌間)の廃止について JR 北海道と沿線自治体が合意し、2023(令和 5)年 3 月末で留萌-石狩沼田間が部分廃線となり、同4月から新たな交通体系が構築されたところであり、今後の持続可能な地域交通の確保に向けた協議が継続している。

こうした中、地域の公共交通の維持・確保には交通事業者の経営努力や行政による支援のみならず、地域住民など、様々な主体が課題を共有し、地域が一体となって検討を進め、取り組んでいくことが重要となっている。

国においても、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律を2020(令和 2)年11月に施行し、全ての地方公共団体において地域交通に関する基本計画となる地域公共交通計画の策定を努力義務化し、地域における公共交通の維持・確保に向けた取組を促進している。

これらの背景を踏まえ、今般、留萌地域の公共交通の利用実態やその課題を明らかにしながら、地域の公共交通のあるべき姿を見据え、その実現を目指すことにより地域にふさわしい最適かつ持続可能な公共交通ネットワークを構築するため、留萌地域の各市町村や交通事業者、及び関係機関の協議により、地域公共交通のマスタープランとなる「北海道留萌管内地域公共交通計画」を策定する。

1-2 計画の区域

本計画は、留萌振興局管内全域を対象区域とする。



資料：基盤情報地図情報(2021(令和3)年)(国土地理院)(<https://www.gsi.go.jp/>)

図 1-1 計画の区域(北海道留萌振興局管内)

1-3 計画の期間

本計画の計画期間は、5年間(2023(令和5)年～2027(令和9)年)とする。

1-4 上位・関連計画と本計画の位置づけ

地域公共交通に関する国の法制度や関連計画、施策、北海道や計画対象区域の市町村が策定している上位・関連計画を示し、本計画の位置づけを整理する。

(1) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律

法律番号	2007(平成 19)年 5 月 25 日法律第 59 号
最新の改正	2020(令和 2)年 11 月 27 日
目的	地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資するよう地域公共交通の活性化及び再生のための地域における主体的な取組及び創意工夫を推進し、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現に寄与すること
概要	<p>1. 地域が自らデザインする地域の交通</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地方公共団体による「地域公共交通計画」(マスタープラン)の作成 <ul style="list-style-type: none"> ○ 地方公共団体による地域公共交通計画(マスタープラン)の作成の努力義務化 ○ 従来の公共交通サービスに加え、地域の多様な輸送資源(自家用有償旅客運送、福祉輸送、スクールバス等)も計画に位置づけ ○ 定量的な目標(利用者数・収支等)の設定、毎年度の評価等 ● 地域における協議の促進 <ul style="list-style-type: none"> ○ 乗合バスの新規参入等の申請があった場合、国が地方公共団体に通知 ○ 通知を受けた地方公共団体は、新規参入等で想定される地域公共交通利便増進実施計画への影響等も踏まえ、地域の協議会で議論し、国に意見を提出 <p>2. 地域の移動ニーズにきめ細かく対応できるメニューの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 輸送資源の総動員による移手段の確保 <ul style="list-style-type: none"> ○ 路線バス等の維持が困難と見込まれる段階で、地方公共団体が関係者と協議してサービス継続のための実施方針を策定し、新たな事業者を選定し、旅客運送サービスの継続を実現 ○ 自家用有償旅客運送について、バス・タクシー事業者が運行管理・車両整備管理で協力する制度を創設し、運送の安全性を向上させつつ、実施を円滑化 ○ 自家用有償旅客運送について、地域住民だけでなく観光客を含む来訪者も対象として明確化し、インバウンドを含む観光ニーズへも対応 ○ 鉄道や乗合バス等において貨客混載を行い、旅客・貨物運送サービスの生産性向上を促進 ● 既存の公共交通サービスの改善の徹底 <ul style="list-style-type: none"> ○ 等間隔運行や定額制乗り放題運賃、乗継ぎ割引運賃等のサービス改善を促進 ○ MaaS に参加する交通事業者等が策定する新モビリティサービス事業計画の認定制度を創設し、交通事業者の運賃設定に係る手続をワンストップ化 ○ MaaS のための協議会制度を創設し、参加する幅広い関係者の協議・連携を促進

(2) 交通政策基本法

法律番号	2013(平成 25)年 11 月 27 日法律第 92 号
目的	交通に関する施策について、基本理念やその実現を図るための基本事項を定めるとともに、国や地方公共団体の責務等を明らかにすることにより、交通安全対策基本法と相まって、交通に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、国民生活の安定向上や国民経済の健全な発展を図ること
概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 交通施策の推進に当たっての基本的認識 <ul style="list-style-type: none"> ・「交通」が以下を実現する機能を将来にわたって発揮できるように、国民等の交通に対する基本的な需要が適切に充足されることが重要である。 <ol style="list-style-type: none"> ①国民の自立した日常生活及び社会生活の確保 ②活発な地域間交流及び国際交流 ③物資の円滑な流通 ○ 交通の機能の確保及び向上 <ul style="list-style-type: none"> ・近年の急速な少子高齢化の進展等の社会経済情勢の変化に対応し、「交通」が、「豊かな国民生活の実現」や「国際競争力の強化」、「地域の活力の向上」に寄与するとともに、大規模災害にも的確に対応できるようにする。 ○ 地方公共団体等の責務及び関係者の連携・協力 <ul style="list-style-type: none"> ・「地方公共団体」は、交通に関して、国との適切な役割分担を踏まえて、自然的・経済的・社会的な諸条件に応じた施策を策定し、実施する責務を有する。また、情報提供等により、住民等の基本理念に関する理解を深めて、協力を得るよう努める。 ・「交通関連事業者及び交通施設管理者」は、その業務を適切に行うよう努め、国や地方公共団体が実施する交通に関する施策に協力するように努める。また、業務を行うに当たって、当該業務に係る正確かつ適切な情報の提供に努める。 ・国、地方公共団体、交通関連事業者、交通施設管理者、住民等の関係者は、基本理念の実現に向けて、相互に連携を図りながら協力するよう努める。 ○ 交通政策基本計画の策定 <ul style="list-style-type: none"> ・政府は、交通に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、交通施策の基本的な方針や目標、施策等を示した「交通政策基本計画」を定めなければならない。

(3) 第2次交通政策基本計画

策定	2021(令和3)年5月
計画期間	2021(令和3)年度～2025(令和7)年度
目的	我が国が直面する経済社会面の大きな変化に的確に対応し、将来にわたって国民生活の向上と我が国の発展をしっかりと支えることができる交通体系を構築していくため、交通政策基本法の規定に従い、基本的な方針、施策の目標、政府が総合的かつ計画的に行うべき施策等について定めること
概要	<p>○今後の交通政策の基本的な方針と目標・施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通が直面する「危機」を乗り越えるための基本方針として、下記の3つを掲げている。 基本的方針A.誰もが、より快適で容易に移動できる、生活に必要不可欠な交通の維持・確保 基本的方針B.我が国の経済成長を支える、高機能で生産性の高い交通ネットワーク・サービスへの強化 基本的方針C.災害や疫病、事故など異常時にこそ、安全・安心が徹底的に確保された、持続可能でグリーンな交通の実現 ・上記の基本的方針における目標と実現のための施策を示しており、地域公共交通に関しては、特に「基本的方針A.誰もが、より快適で容易に移動できる、生活に必要不可欠な交通の維持・確保」に対して、下記の目標・施策が示されている。 <p>目標① 地域が自らデザインする、持続可能で、多様かつ質の高いモビリティの実現 ⇒施策:地域公共交通の維持確保の取組、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた支援、MaaSの全国での実装、多様なニーズに応えるタクシー運賃等</p> <p>目標② まちづくりと連携した地域構造のコンパクト・プラス・ネットワーク化の推進 ⇒施策:まちづくりと公共交通の連携強化、徒歩・自転車も含めた交通のベストミックス実現等</p> <p>目標③ 交通インフラ等のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化の推進 ⇒施策:バリアフリー整備目標の実現等</p> <p>目標④ 観光やビジネスの交流拡大に向けた環境整備 ⇒施策:地域での快適な移動環境整備、移動そのものの観光資源化等</p>

(4) 北海道の上位・関連計画

① 北海道総合計画(2021 改訂版)-輝きつづける北海道-

計画期間	2016(平成 28)年度～2025(令和 7)年度
概要	<p>第3章 政策展開の基本方向</p> <p>3 人・地域</p> <p>(7)持続可能な社会・経済を支える社会資本の整備 政策の方向性</p> <p>人口減少や高齢化の一層の進行など、本道の交通を取り巻く状況が大きく変化する中、住み慣れた地域で安全・安心・豊かに生活することができるよう、国や地域、交通事業者等との連携を一層密にしながら、鉄道やバス、離島航路・航空路など、地域の実情に応じた将来にわたり持続可能な地域公共交通ネットワークの構築を図るとともに、道路網や都市内交通環境の充実など、住民の暮らしに欠かせない地域交通の安定的な確保を図る。</p>

② 第2期北海道創生総合戦略

計画期間	2020(令和 2)年度～2024(令和 6)年度
概要	<p>2 人口減少下においても、幸せに暮らし続けることのできる社会</p> <p>(3)主な施策</p> <p>③地域を支える持続的な交通ネットワークの構築</p> <ul style="list-style-type: none">・地域住民の交通手段として必要不可欠な鉄道やバス、離島航路・航空路など維持・確保するため、国や市町村との役割分担のもと、必要な支援措置を講ずる。・集落の維持・活性化に資するコミュニティバスなど地域の実状に応じた地域交通の確保のための取組を促進する。(p.34)

③ 北海道交通政策総合指針

計画期間	2018(平成 30)年度～2030(令和 12)年度
概要	<p>V 具体的な施策の展開</p> <p>2 2030 年度までの長期的な施策</p> <p>(2)競争と共生/事業者等の連携による移動円滑化・輸送効率化の促進</p> <p>④交通機関相互の連携強化による利便性の高い移動の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> ・誰もが利用しやすいシームレスで利便性の高い交通ネットワークの実現に向け、交通事業者や関係団体、自治体など関係者間の連携を強化し、地域が一体となって取り組む体制を構築する。 ・鉄道をはじめ公共交通の持続的な確保に向けて、利便性が高く快適な交通を実現し、利用促進につなげていく取組が不可欠であることから、公共交通機関相互の運行ダイヤの調整や等間隔化、一定エリア内の共通運賃制度の導入、チケット共通化、IC カードの普及啓発など、乗り継ぎに係る課題の把握と改善に向けた検討を進める。 ・駅や空港、港湾などの交通結節機能の強化や交通アクセスの整備により、利用しやすい交通ネットワークの構築を進める。 <p>(3)地域を支える/人・地域を支える持続的なネットワークの構築</p> <p>①まちづくりと連携した持続的な交通ネットワークの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人口減少・少子高齢化が進む中、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしている地域社会をつくるためには、通勤・通学、買い物、医療、福祉など日常生活に必要な交通手段の維持・確保が必要であることから、利用者のニーズや将来のまちづくりを見据えた最適な交通体系の構築に向けて、市町村と連携した取組を進める。 ・道の「北の住まいるタウン」などにおけるコンパクトなまちづくりや「道の駅」による拠点づくりの取組などと連携し、コミュニティの拠点と日常生活に必要な施設への交通ネットワークの構築に向けた取組を進める。

④ 北海道交通政策総合指針重点戦略【2021-2025】

計画期間	2021(令和 3)年度～2025(令和 7)年度
概要	<p>II ポストコロナを見据えた重点戦略</p> <p>1 シームレス交通戦略</p> <p>具体的な取組－利用の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域公共交通計画策定に向けた検討・協議 <p>従来の公共交通サービスに加え、福祉輸送やスクールバス等の地域の多様な輸送資源を活用した移動手段の確保に向け、国や道、市町村、地域の交通事業者が連携、検討・協議しながら、住民の移動ニーズを踏まえた「地域公共交通計画」の策定を進める。</p>

⑤ 北海道新広域道路交通ビジョン・計画

計画期間	2021(令和3)年度～(おおむね20～30年)
概要	<p>第1章 北海道新広域道路交通ビジョン</p> <p>2. 地域の将来像</p> <p>① 地域間の相互連携の強化</p> <p>② 食料供給地域としての持続的発展</p> <p>③ 観光立国北海道の実現北海道の強靱化や国全体の強靱化への貢献</p> <p>④ 北海道の強靱化や国全体の強靱化への貢献</p> <p>⑤ 高次都市機能の最大化</p> <p>第2章 北海道新広域道路交通計画</p> <p>1. 広域道路ネットワーク計画</p> <p>(1) 広域道路ネットワークの推進施策</p> <p>(2) 将来の広域道路ネットワーク</p> <p>2. 交通・防災拠点計画</p> <p>(1) 交通・防災拠点の推進施策</p> <p>3. ICT 交通マネジメント計画</p> <p>(1) ICT 交通マネジメントの推進施策</p>

⑥ 新・ほっかいどう社会資本整備の重点化方針

計画期間	2017(平成29)年度～(おおむね10年)
概要	<p>ウ 地域の生活・産業に必要な交通の確保</p> <p>〈課題〉</p> <p>・人口減少や高齢化の一層の進行など、本道の交通を取り巻く状況が大きく変化するなか、地域で安全・安心・豊かに生活することができるよう、地域の経済活動や通院・通学など、日常生活を支える鉄道やバス、離島航路・航空路といった地域交通の安定的・継続的な確保が求められており、国や地域、交通事業者等と連携した取組を展開していく必要がある。</p>

⑦ 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(区域マスタープラン)

計画期間	2020(令和2)年度～2030(令和12)年度
概要	<p>【留萌都市計画(留萌市)】</p> <p>【増毛都市計画(増毛町)】</p> <p>【羽幌都市計画(羽幌町)】</p> <p>2. 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針</p> <p>(1)交通施設</p> <p>① 基本方針</p> <p>a 交通体系の整備の方針</p> <p>・公共交通の利用促進のために、沿道の土地利用と連動した公共交通軸の形成や交通結節点の整備を進める。</p>

⑧ 第5期北海道観光のくにづくり行動計画

計画期間	2021(令和3)年度～2025(令和7)年度
概要	<p>1 国際的に質や満足度の高い観光地づくり (4)地域的な偏在の解消 ②地域連携による広域観光周遊ルートの充実 国内外からより多くの観光客に全道各地に訪れてもらうために、地域が持つ観光資源などを生かしながら、各地域が広域的に連携することによって相乗効果を高め、より魅力的な観光地づくりや JR、バス、道内航空路線等、多様な交通手段を活用した観光ルートづくりを促進する。</p> <p>3 世界水準の受入体制の整備・充実 (1)満足度の高い受入体制の整備 ⑤幹線交通ネットワーク及び二次交通の整備促進 本道では観光地が広域に分散しており、快適に旅行ができる環境整備を図るためには、主要観光地を結ぶ幹線交通ネットワークや空港・鉄道駅と主要観光地との間を結ぶ二次交通の整備、交通機関相互の円滑な接続など、連携強化に向けた取組を進める。</p>

⑨ コンパクトなまちづくりに向けた基本方針

策定	2021(令和3)年度～
概要	<p>II コンパクトなまちづくりに向けた考え 3 コンパクトなまちづくりの必要性和視点 (2)魅力ある環境づくり ア 交通環境等の整備 ・市町村は、公共交通の利便性向上のために駅前広場やバスターミナル等の整備のほか、中心市街地や公共施設へのアクセスを向上させる新たなバスルートなどを提案することも有効である。</p>

⑩ 第6期北海道障がい福祉計画

計画期間	2021(令和3)年度～2023(令和5)年度
概要	<p>第4 計画推進のための具体的な取組 5 サービス提供基盤の整備 (3)地域生活を支えるサービス基盤の充実 ノンステップバスの導入促進など、障がいのある人等が公共交通機関を円滑に利用できるよう、移動・交通のバリアフリーを促進する。</p>

⑪ 北海道福祉のまちづくり指針

策定	1999(平成 11)年度～
概要	<p>第3章 福祉のまちづくりが目指す基本的視点</p> <p>第3節 福祉のまちづくりに関する施策の推進</p> <p>3 公共的施設等の整備の方向性</p> <p>(5)障害者や高齢者等が鉄道、バスなどの公共交通機関の車両を円滑に利用できるよう、案内表示システムの整備や超低床バスなどの導入を促進する。</p>

⑫ 第 11 次北海道交通安全計画

計画期間	2021(令和3)年度～2025(令和7)年度
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民の移動手段の確保に向け、地域公共交通計画を策定した上で、公共交通サービスの改善を図るとともに、地域の輸送資源の総動員による持続可能な移動手段の確保・充実を図る取組を推進する。 ・MaaSのモデル構築やMaaSの普及に必要な基盤づくりへの支援を行うことで全道への普及を推進し、地域住民の移動手段の確保・充実を図る。 ・公共交通機関の確保・維持・改善を図るための施策を推進することにより、利用を促進し、公共交通機関への転換による円滑な道路交通の実現を図る。 ・鉄道・バス事業者によるシームレスな公共交通の実現を図ることなどにより、利用者の利便性の向上を図るとともに、駅前広場等の整備を促進し、交通結節機能を強化する。

(5) 市町村の計画

① 留萌市

計画名	期間	公共交通に関する施策
第 6 次留萌市総合計画 後期基本計画	2022 (令和 4)年度 ～ 2026 (令和 8)年度	<ul style="list-style-type: none"> ・二酸化炭素排出抑制に向けた公共交通機関の利用促進。 ・新たな公共交通機関の検討や集約化。 ・JR 留萌本線の廃線後の鉄道跡地の有効な活用方策や賑わい再生、公共交通の結節機能などの検討。 ・留萌市地域公共交通計画の策定に向け、ニーズを把握し、最も適した交通体系について検討。
留萌市 都市計画マスタープラン	2003 (平成 15)年度 ～ 2022 (令和 4)年度	<ul style="list-style-type: none"> ・市内をスムーズに循環する公共交通機能の充実を図る。 ・留萌駅周辺地区を公共交通結節点と位置づけ、機能の充実を図る。 ・冬期間にも快適に利用できるバス停の整備の推進

注)第 2 期留萌市総合戦略、高齢者保健福祉計画には公共交通に関する記載なし。

② 増毛町

計画名	期間	公共交通に関する施策
増毛町まちづくりプラン 総合計画・総合戦略	2020 (令和 2)年度 ～ 2024 (令和 6)年度	<ul style="list-style-type: none"> ・利便性の向上と安定した運行のため、運行事業者への支援を行う。 ・公共交通空白地域住民、運転免許自主返納者への助成を行う。 ・地方バス路線維持助成金を支給する。 ・デマンド型乗合タクシーや路線バスの維持と利便性の向上、安定した運行のための支援に努める。 ・町民の生活に密着した交通手段の確保に努める。
増毛町第 8 期 高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画	2021 (令和 3)年度 ～ 2023 (令和 5)年度	<ul style="list-style-type: none"> ・外出が困難な高齢者に対しデイサービス、医療機関利用のための送迎バスの運行。

③ 小平町

計画名	期間	公共交通に関する施策
第 6 次小平町総合計画	2018 (平成 30)年 度 ～ 2027 (令和 9)年度	<ul style="list-style-type: none"> ・生活交通路線維持等事業の推進 ・生活路線バス車両更新の支援 ・デマンドバスの利便性向上と利用推進
第 2 期小平町総合戦略	2020 (令和 2)年度 ～ 2024 (令和 6)年度	<p>高齢者交通費助成事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日常生活における町内移動の利便性の確保、常態的に地域貢献や健康づくり活動を支援するため、高齢者に対して乗車券を交付する。
第 8 期介護保険事業計画 ・高齢者福祉計画	2021 (令和 3)年度 ～ 2023 (令和 5)年度	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅生活の生活支援サービスを充実するための「高齢者交通費助成事業」の実施 ・老人クラブへの交通費助成事業の実施

④ 苫前町

計画名	期間	公共交通に関する施策
第5次苫前町総合振興計画	2021 (令和3)年度 ～ 2025 (令和7)年度	<ul style="list-style-type: none"> ・効率的・効果的で快適に利用できるバス交通環境の充実を図る。 ・にこにこタクシーの利用促進を図る。
第2期苫前町まち・ひと・しごと創生総合戦略	2021 (令和3)年度 ～ 2025 (令和7)年度	<ul style="list-style-type: none"> ・環境に関する学習機会の提供と公共交通の利用の奨励。
苫前町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	2021 (令和3)年度 ～ 2023 (令和5)年度	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉有償運送事業の実施。

⑤ 羽幌町

計画名	期間	公共交通に関する施策
第7次羽幌町総合振興計画	2022 (令和4)年度 ～ 2031 (令和13)年度	<ul style="list-style-type: none"> ・交通体系などの生活インフラの整備や防犯対策などに取り組む。 ・公共交通機関のための支援を継続し、維持確保に努める。
第2期羽幌町まち・ひと・しごと創生総合戦略	2020 (令和2)年度 ～ 2024 (令和6)年度	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉ハイヤー料金助成事業の推進。
羽幌町都市計画マスタープラン	2008 (平成20)年度 ～ 2027 (令和9)年度	<ul style="list-style-type: none"> ・羽幌町内循環バスの運行の継続 ・町内外の公共交通継続運行の要請 ・フェリーについて、輸送体制を維持

注) 高齢者福祉計画には公共交通に関する記載なし。

⑥ 初山別村

計画名	期間	公共交通に関する施策
第 8 期初山別村 総合振興計画	2021 (令和 3)年度 ～ 2030 (令和 12)年度	<ul style="list-style-type: none"> ・路線バスの利用促進、補助の継続。 ・安定性、継続性、安全性に留意した交通空白地域を解消する持続可能な新たな地域公共交通の構築。
第 2 期初山別村 まち・ひと・しごと 創生総合戦略	2021 (令和 3)年度 ～ 2025 (令和 7)年度	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな地域公共交通対策として安定性、継続性、安全性に留意した制度を構築し、高齢者の加齢に伴う筋力低下による要介護状態を防ぐためのフレイル(虚弱)対策を推進。
初山別村 高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画	2021 (令和 3)年度 ～ 2023 (令和 5)年度	<ul style="list-style-type: none"> ・介護認定者等の移動手段の確保のため、福祉有償運送サービスの提供。

⑦ 遠別町

計画名	期間	公共交通に関する施策
第 6 期遠別町総合計画	2016 (平成 28)年度 ～ 2025 (令和 7)年度	<ul style="list-style-type: none"> ・デマンドバスのきめ細やかな対応。 ・路線バス及びデマンドバスの維持。
第 2 期遠別町 総合戦略	2020 (令和 2)年度 ～ 2024 (令和 6)年度	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな地域公共交通対策として安定性、継続性、安全性に留意した制度を構築し、高齢者のフレイル対策を推進。
第 8 期遠別町介護保険事 業・高齢化福祉計画	2021 (令和 3)年度 ～ 2024 (令和 6)年度	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の積極的な社会参加を助長することを目的とし、バス及びタクシーを必要とする満 70 歳以上の高齢者にその費用の一部を助成することにより、高齢者の日常生活及び社会生活を容易にするため、交通費助成券を交付。

⑧ 天塩町

計画名	期間	公共交通に関する施策
第7期天塩町 総合振興計画	2019 (令和元)年度 ～ 2028 (令和10)年度	・バス路線の安定的な確保 ・スクールバス、通学交通体系の充実
天塩町まち・ひと・しごと 創生総合戦略	2020 (令和2)年度 ～ 2024 (令和6)年度	・相乗り交通サービスの実施 ・公共交通の再構築
天塩町高齢者保健福祉計 画・介護保険事業計画 <第8期計画>	2021 (令和3)年度 ～ 2023 (令和5)年度	・高齢者を対象に、リフト付き車両で自宅から 医療機関の間を送迎

(6) 本計画の位置づけ

本計画は、国の法制度・関連計画や北海道の上位計画を踏まえ、留萌地域の各市町村の関連計画や、市町村が主体となり現在策定中の留萌市地域公共交通計画や天塩町地域公共交通計画等との整合を図りながら、当地域の公共交通に関するマスタープランである北海道留萌管内地域公共交通計画を策定する。

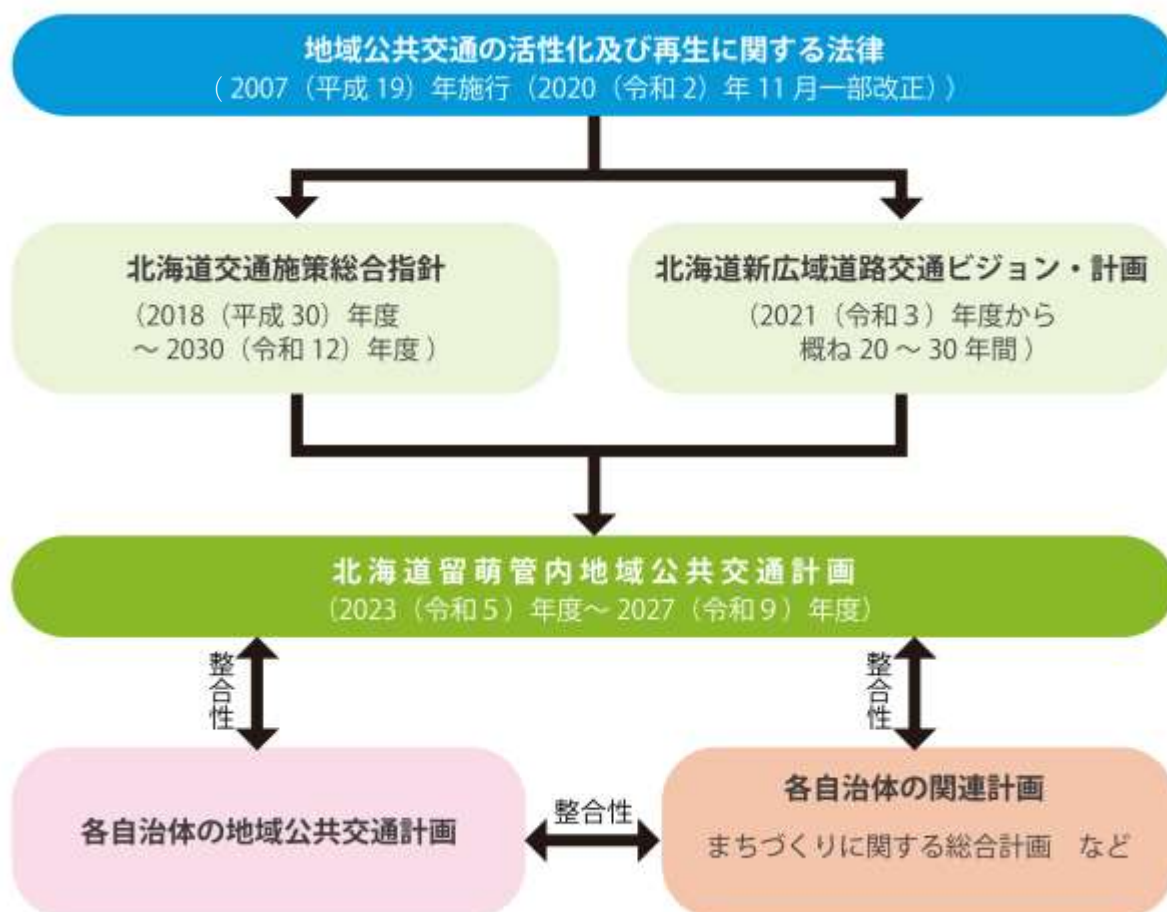


図 1-2 計画の位置づけ

(7) 地域内の公共交通の位置づけ

留萌地域の公共交通ネットワークは、「北海道交通政策総合指針」で定める北海道型公共交通ネットワークの基本イメージ(幹線交通、広域交通及び生活圏交通の3階層)を踏まえた上で、地域の公共交通の実態を勘案し、次のとおり広域交通、地域間交通及び生活圏交通に各種の公共交通を位置づけた。

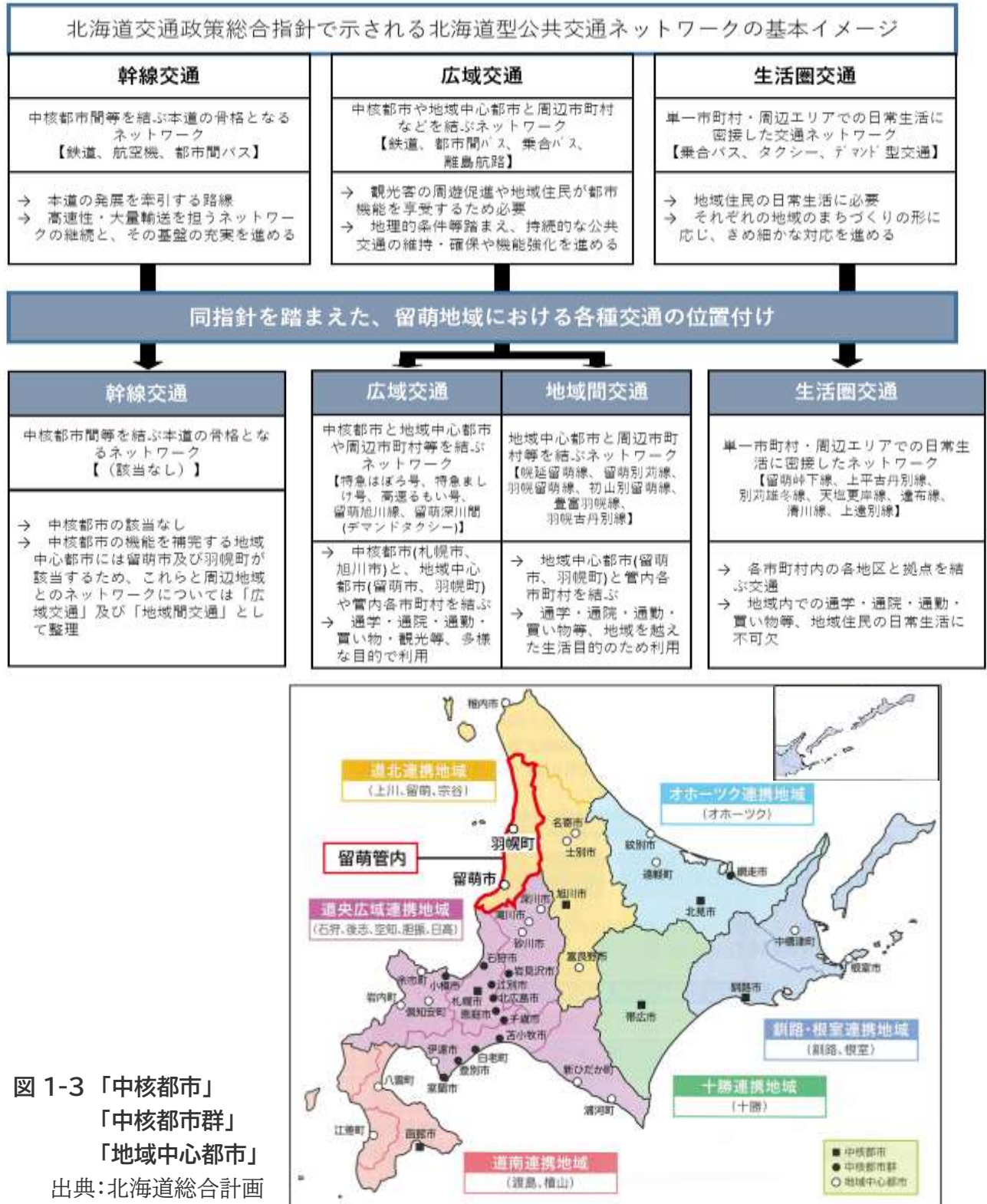


図 1-3 「中核都市」
「中核都市群」
「地域中心都市」
出典：北海道総合計画